

第50回年衆議院議員選挙に際して
LGBT (SOGI) をめぐる課題に関する
各立候補者の政策と考え方に関する調査<調査票>

政党名 (立憲民主党)
選挙区 (福岡県1区)
候補者名 (丸尾けいすけ)
ご担当者のお名前 ()
連絡先電話番号 ()

問1. 個人の選挙公約に性的指向・性自認に関する人権を保障する施策について記載はありますか。(選択式)

選択肢: ①記載がある
2.記載はないが、取り組む予定である
3.記載はなく、取り組む予定もない
④その他 ()
大切なことは、性別を問わず個性と能力を十分に発揮する機会を平等に確保することです。

問2. 性的指向及び性自認に関する困難を解消するための以下の施策の中から優先度の高いものを2つ以内で選択してください(複数回答可)

選択肢: 1.困難の実態の調査・研究が重要だ
2.相談窓口の設置等、当事者支援が重要だ
3.合理的配慮※を義務化することが重要だ
4.性的指向及び性自認に関するハラスメントや差別を禁止することが重要だ
5.同性カップルに関する法整備や、相続など同性パートナーが配偶者として扱われないことで生じる困難を解消することが重要だ
6.性的指向及び性自認だけではなく、様々な差別を包括的に禁止することが重要だ
7.特に施策が必要だとは思わない
⑧その他 ()
※合理的配慮…何らかの対応を必要としている意思表示があった際に、負担が重すぎない範囲で対応すること。
差別を解消し、すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、人権政策全体を抜本強化することが必要です。また、LGBTQ+の権利を保障し、差別を解消し、すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、人権政策全体を抜本強化することが必要です。また、LGBTQ+の権利を保障し、差別を解消し、すべての人が自分らしく暮らせる社会の実現に向けて、人権政策全体を抜本強化することが必要です。

問3. 2023年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(いわゆる「SOGI理解増進法」)が施行されました。法8条1項で「政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。」と規定されていますが、施行から一年経った現在においても、基本計画が策定されていません。下記の選択肢からお考えをお聞かせください。(選択式)

選択肢: ①できるだけ早期に基本計画を策定すべきだ
2.時間をかけて基本計画を策定すべきだ
3.法8条1項を遵守する必要はない
④その他 ()
法8条1項で規定された、真の意味での適正な趣旨に基づき、関係者の理解・納得・共感を得られるよう、着実に基本計画を策定していくべきである。(次のページへ続きます)

問 4. 岸田前首相は、2024年3月15日の参議院予算委員会において、「いわゆるトランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見は許されないもの」「合理的な理由なくジェンダーアイデンティティーを理由に特定の方々の行動を一律に制限する、こういったことはあってはならない」「トランスジェンダーの方に対する誤解に基づく誹謗中傷など、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別や偏見、これはあってはならず、関係省庁においてしっかりと対応していかなければならないものであると認識をいたします」と答弁しています。この答弁に対するお考えをお聞かせください。

選択肢： 1. 同意する
 2. 同意しない
 ③ その他 (トランス平等を著実に推進する「法」の同性婚を可能とする法制度の
 実現も
 重要だ
 だ、連立民主党スプレッドには

問 5. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」は、2023年10月最高裁判所から法3条1項4号について違憲との決定がなされています。また、3人の裁判官は法3条1項5号についても違憲であるとの個別意見をつけました。一方で、2027年から、性同一性障害は、国際疾病分類 (ICD) 11版への改訂により廃止され、新たに「性別不合」を採用することが、厚生労働省の専門家部会で既に了承されています。これらにより法改正が求められていますが、お考えをお聞かせください。

(参考：「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」抜粋)

「第三条

(略)

- 三 現に未成年の子がないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。」

選択肢 ① 早急に法3条1項4号はもとより、3条1項3号や5号や法律の名称変更と関連概念の整理等、残る懸案も含めて改正する必要がある
 2. 早急に法3条1項4号を改正する必要がある。残る懸案は慎重な議論が必要である
 3. 法3条1項4号の改正をする必要はあるが、慎重な議論が必要である
 4. 改正する必要はない
 5. その他 ()

(次のページへ続きます)

| 賛成 | どちらか と い え ば 賛 成 | どちらかと い え ば 反 対 | 反対 | その他/1-4 から選択肢を選んだうえでの補 足、等 (自由回答) |
|----|------------------------------------|--------------------------------|----|--|
| ① | 2 | 3 | 4 | 基本的に、あらゆる差別の解消を目指すし、 包括的差別禁止法を制定すると同時に、 個人通報制度や調査制度を定める 女性差別撤廃条約の遂行議定書に批准し シンクン平等が東洋に社会の中心 突如いゆ(14) 法整備を促す。 |
| ① | 2 | 3 | 4 | |

問6-C (福祉・医療) 分野

(1) 自治体の福祉窓口等において、窓口担当者による性的指向・性自認に関する差別や偏見に基づく対応によって、利用忌避や相談したことによる二次被害が起きることのないよう、国が実態を調査し、窓口対応等の指針を示すべきだ。

(2) 感染症の拡大下であっても、HIV抗体検査の積極的な実施など健康維持に必要な検査へのアクセスを、保障すべきだ。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ① | 2 | 3 | 4 | 特に、事実婚カギンに対して 法的事実婚と同等の支援を受けられる 制度を検討してほしい。 |
| ① | 2 | 3 | 4 | |

LGBT法 連合会

調査票 5/5

| | 賛成 | どちらかといえは賛成 | どちらかといえは反対 | 反対 | その他/1-4 から選択肢を選んだうえでの補足、等 (自由回答) |
|--|----|------------|------------|----|----------------------------------|
| (3) 性的指向・性自認に関わらずスポーツに参加できるよう、(公財)スポーツ協会のガイドラインなどを踏まえて環境を整えるべきだ。 | ① | 2 | 3 | 4 | ↑ |

同7. 最後に感想や、当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。

10/1~10/6に書かせていただいた政策も実現するため
 は政権交代が、最大の政治改革』です。
 皆が安心して、親しいの気持ちで、
 互に目標を定めて、共に頑張ります。

アンケートは以上となります。
 ご協力いただき、誠にありがとうございました。